

# ヤングケアラーの取組みについて

富田林市 こども未来部 子育て応援課

令和8年2月

# 1. ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について

## (1) 法改正の背景

・ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告により、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなぐため、

**①早期発見・把握、②支援策の推進、③社会的認知度の向上**が今後取り組むべき施策と設定。

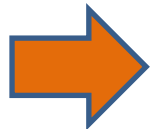
・国においては、令和4年度予算から順次、「ヤングケアラー支援体制強化事業」等により、地方自治体における実態調査、関係機関研修、支援体制構築等の取組推進を開始。

・しかし、ヤングケアラー支援に関する法制上の位置付けがないことに加え、地方自治体内において、誰が支援の実施主体として、どのような支援を行うかが明確でなく、地方自治体ごとに、取組の進捗状況や支援内容にばらつきがある。

## (2) 法改正の内容(公布日(令和6年6月12日)施行)

・「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記。

・また、ヤングケアラー等の同法の支援対象となる子ども・若者に対し、子ども・若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会が協働して効果的に支援を行えるよう、両協議会調整機関同士が連携を図るよう努めるものとした。



**18歳未満のヤングケアラー支援については、子育て応援課が主担当課**  
(18歳以上のヤングケアラー支援については、増進型地域福祉課が主担当課)

## 2. 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の一部施行について(ヤングケアラー関係) 令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知 ※一部関連部分抜粋

### (3) 基本理念(法第2条第7号関係)

#### ●改正の概要

「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる」子ども・若者

#### ●ヤングケアラーの定義

①こどもにおいては、こどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間(遊び・勉強等)を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間(勉強・就職準備等)を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指す。

②ヤングケアラーの対象であるかの判断については、その範囲を狭めることのないように十分留意し、一人一人の子ども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、その最善の利益の観点から、個別に判断していくことが重要。

③「家族の日常生活上の世話」には、「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。

#### ●対象年齢

こどもだけでなく、18歳から概ね30歳未満も対象としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。

#### (4) 関係機関等による支援等(法第15条及び法第16条関係)

- ①役割の中で、各種支援を行うよう努めるべき対象としてヤングケアラーも含まれる。
- ②相談及び助言その他の援助を行う(法第15条第2項関係)。
- ③必要な支援を継続的に行うよう努める(法第16条関係)。

##### Aヤングケアラーの状況把握

B速やかに適切な関係機関等に繋ぐ

C関係機関等が行う支援について、地域住民への周知

※ 特に住民に最も身近な市区町村においては、③のAのとおり、支援対象を把握することを目的としたヤングケアラーの実態把握を定期的実施することが重要

#### (5) ヤングケアラーの把握及び具体的な支援のあり方

①ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要であり、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努める必要がある。その上で、市区町村においては、任意での記名式や調査票ごとに異なる番号を付すなど回収後に個人が把握できる方法により調査を実施することが重要である。特にこどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がないケースも考えられることから、市区町村から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるような実態調査を行うことが有効である。

なお、ヤングケアラーについては、こども自身や家庭が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴がある。適切な支援へとつなげていくため、学校(特に小学校・中学校)を始め、高齢者福祉、障がい福祉、介護、医療等に係る関係機関との間で、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口(担当者・連絡先等)を明確にしておくことが重要である。

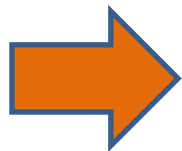
②支援の必要性、緊急性の高いケースへの優先的な支援については、特に保護者に病気や障がいがある等して日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであったりする等、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースを想定。

③生活保護や児童扶養手当の受給家庭の状況確認によるアプローチについて、福祉事務所等との連携により生活保護を受給している家庭の世帯構成を確認し、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯については、ケースワーカーとの同行訪問等により状況を確認する。

また、児童扶養手当の申請手続等において、受給者等に日常的なケアが必要であり、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯を把握した場合には、ひとり親担当の職員とともに状況を確認するなど、優先的に支援を進めることが効果的である。

④学校等を通じたアンケート調査等によるアプローチについて、実態調査やスクールカウンセラーによる相談支援の結果等の内容も十分踏まえ、優先的に支援を行う必要性の高いヤングケアラーの把握に努める。

⑤精神保健福祉分野との連携によるアプローチについて、精神保健福祉担当部局(自立支援医療(精神通院医療)、精神障害者保健福祉手帳の担当等)と連携しつつ、こども・若者以外にケアの担い手がないと考えられる世帯について状況を確認。精神保健福祉センターや保健所等の相談機関、精神科医療機関や訪問看護事業所等にヤングケアラーについて周知し、支援を要すると考えられる家庭についての情報提供を促すなど、精神保健福祉分野との連携も効果的である。



市区町村が行う、支援対象となるヤングケアラーを把握するための調査については、定期的な実施が望まれる(年1回程度)。

### 3. ヤングケアラーとは？



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

## 4. 令和7年度本市のヤングケアラー事業の取り組み状況について

- ①ヤングケアラー事業 庁内会議：令和7年5月20日開催
- ②富田林市ヤングケアラー支援に向けた庁内連携会議設置要領の制定  
→ 令和7年6月1日施行
- ③ヤングケアラー支援にかかる関係各課の主な役割の整理及び作成  
→ 令和7年7月作成、関係各課へ提供及び共有
- ④ヤングケアラー等関係機関研修会の開催：令和7年8月19日開催、参加者52名  
→ こども：10名、教育：17名、高齢：8名、障がい：4名、社協：1名、保健所：1名、行政：11名
- ⑤ポスター設置（TOPIC 交流スペースに常時設置）やチラシ配付、市広報（12月号広報）及び市ウェブサイト掲載、市内各小・中学校への周知活動
- ⑥支援者・関係機関向け「ヤングケアラー支援ガイドブック【保存版】」の作成  
→ 令和8年4月発行予定、関係各課及び小・中学校等へ配付・提供予定

# ●ポスターの設置(TOPIC 交流スペースに常時設置)及びチラシの配付

## 大切な家族によりそう君へ

その気持ち、だれかに話していいんだよ

**君の声をきかせてほしい。**

家族のサポートをする時間が長くなって、遊びや勉強の時間がとれなくなることはありませんか。大切な家族によりそう「ヤングケアラー」。

そんな君にこそ、こどもらしく過ごす時間も大事にしてほしい。だれかをたよることが必要な時もあるんじゃないかな。まずは書によって身近な大人や学校の先生に話してみませんか？

こどもまんなか  
**こども家庭庁**  
ヤングケアラーのことQ



はじめまして、きもちひつじだよ。きみのきもち、聞かせてほしいな。

きもちひつじ < 羊 >

きもちひつじ < 羊 > 普段ありがとうございます。好きなタイミングでメッセージを送ってくださいね 😊

既読 < 羊 > こんにちは。学校でヤングケアラーについて知って気になって。相談してもいいですか？ 😞

きもちひつじ < 羊 > そうだったんですね。お話できる範囲で、今の状況や気持ちを聞かせてもらえますか？ 😊

既読 < 羊 > 家族が体調を崩していて、ご飯を作ったり洗濯したりします。勉強が追いつかなくなって、家のことを大変だと感じるようになりました。でも、私が上手くできないからだと思います。

きもちひつじ < 羊 > お話してくれてありがとう。家事をやりながら勉強の両立をするのは大変でしたね。あなたの生活について一緒に考えさせてくださいな。

既読 < 羊 > ありがとうございます 😊

きもちひつじ < 羊 > 少し安心しました 😊

[ヤングケアラーってなに？]

“本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこども・若者”のこと。責任や負担の重さにより、友だち関係や学校生活(勉強やクラブ活動等)などに影響が出る場合があります。学校(先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)や、都道府県の窓口、市区町村のこども家庭センター、地域のヤングケアラー支援団体などに相談できます。



食費いやお金のある家庭に代わり、買い物・掃除・洗濯・食事などの家事をしている。



要領に代わり、お世話の尻尾の世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や持ちやをしている。



可の難せない家族の見守りやかけ、気づかいなどのサポートをしている。



日本が第一責任でない家族や親戚のある家庭のために助けをしている。

**その気持ち、だれかに話してみよう**

## 5. 実態調査概要

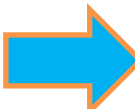
- 実施時期：令和8年9月～10月頃
- 調査手法：ホームルームや総合学習の時間等活用し、各小・中学校にて実施
- 質問項目：7項目程度を想定（各学校実施の生活実態アンケートとは別々に実施）
- 対象者：市内公立小・中学校の小学校5年生～中学校3年生の全生徒
- 回答方法：タブレットからL o g oフォーム又はg o o g l eフォームにて回答
- 結果報告：個々の回答データを処理後、個人が特定できないように編集し、本市のウェブサイトにて公表予定
- その他：各保護者に対し、調査実施前に案内文又はチラシ等通じて周知予定  
無記名式にて実施（相談等の希望があれば、一部記名式にて回答）

## 6. 実態調査実施後のスクリーニング

A：ヤングケアラー疑い該当の考え方：富田林市独自基準

- ①問5 あなたはどのくらいお世話をしていますか。  
「**ほぼ毎日**」に  あり  
かつ
- ②問6 平日の1日のうちお世話の時間はどのくらいですか。  
「**3時間以上**」と回答

③問10で相談希望欄に「記名あり」の児童



本市ではヤングケアラー  
定義の「過度」の世話に  
あたるとする。

B：上記市独自基準に非該当であっても問7・8の項目に  あり、問10で相談希望欄に「記名あり」の児童には、上記のヤングケアラー疑い該当児童同様に、聞き取りを学校にて実施。


【アンケート実施後】

子育て応援課にて、学校ごとに上記A/B該当児童リストを作成。

## 7. 実態調査実施後の流れ

### A 富田林市独自基準①・②に該当し、③相談希望欄に「記名あり」の児童への対応


#### 学校対応

1. 児童に聞き取りを行う（聞き取り目的：明らかな誤回答かどうかの確認）  
その他、ケアに伴う身体的、精神的負荷が重くなっていないかを聞き取り、児童の主観の受け止めを把握する。
- 
2. 聞き取り対象児童は、支援の必要性が高いと推測されるため、子育て応援課による支援の必要性についてニーズ確認を行う。

#### 協働対応

3. 子育て応援課の支援を希望する児童には、後日子育て応援課の職員が学校に行き、児童面談実施（児童の希望内容に応じて学校職員同席）し、支援内容を検討する。
4. 子育て応援課の支援を希望しない児童には、子育て応援課と学校において支援方法を検討の上、**学校が継続的に児童の話を聞くなどの支援を行う。**

### B 上記A市独自基準には非該当だがアンケート問7・8の項目にがありかつ<問10>に「記名あり」相談を希望する児童への対応。

- 学校または子育て応援課と協働にて聞き取りを行う  目的：支援内容について児童のニーズ確認。 11